

第六十九号議案

東京都児童相談所条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年二月十六日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都児童相談所条例の一部を改正する条例

東京都児童相談所条例（昭和二十八年東京都条例第百十九号）の一部を次のように改正する。

別表東京都杉並児童相談所の項中「中野区 杉並区」を「杉並区」に改め、同表東京都北児童相談所の項中「北区 板橋区」を「北区」に改める。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。ただし、別表東京都北児童相談所の項の改正規定は、同年七月一日から施行する。

（提案理由）

児童福祉法施行令の一部を改正する政令（令和三年政令第二百二十八号）等の施行に伴い、中野区及び板橋区が行うこととする事務について、規定を整備する必要がある。